

資料編

資料編

1 北見市介護保険事業計画策定等委員会委員名簿

氏名	所属	区分
吉田茂夫	北見医師会会長	保健・医療 関係者
松岡高博	北見医師会理事	
高木常臣	北見歯科医師会北見地区理事	
新井俊	北海道薬剤師会北見支部支部長	
坂下真紀	北海道看護協会北網支部	
前田弘子	北見地域介護支援専門員連絡協議会副代表	福祉関係者
山崎章	北海道社会福祉士会オホーツク地区支部	
渡部眞一	北見市社会福祉協議会会長	
岡田栄敏	北見市民生委員児童委員協議会会長	
高廣貢	北見市老人クラブ連合会会長	
三浦鶏一	北見市心身障害者(児)団体連合会理事	
照井保	北見市福祉の街づくり会議代表世話人	
高桑純一	北見市地域包括支援センター連絡協議会	サービス 事業者
守谷英和	北見市介護老人福祉施設連絡会	
大倉美鶴	日本赤十字北海道看護大学	学識経験者
遠藤ヒデ子	北見市北見自治会連合会(福祉部副部長)	
菊地幸希	連合北海道北見地区連合会副会長	
春田博人	公募による介護保険被保険者 北見自治区	公募
田中愛	公募による介護保険被保険者 端野自治区	
廣澤隆文	公募による介護保険被保険者 常呂自治区	
島明好	公募による介護保険被保険者 留辺蘂自治区	

2 北見市介護保険事業計画策定等委員会設置要綱

(平成 26 年 4 月 1 日内規第 169 号)
改正 平成 27 年 3 月 31 日内規第 38 号
改正 平成 30 年 2 月 22 日内規第 31 号

(設置)

第 1 条 北見市の介護保険等に関する事業等について、広く市民の意見を反映し、円滑かつ適切な運営に資することを目的として、北見市介護保険事業計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定又は変更及び推進等に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの設置並びにその運営及び評価等に関する事項
- (3) 地域密着型サービス事業所の指定並びにその運営及び評価等に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公募による介護保険被保険者(各自治区 1 名)
- (2) 介護保険サービス事業者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 学識経験者

3 委員の任期は、委嘱の日から各期計画開始の前年度末日までとする。ただし、欠員が生じた場合における後任者は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 名ずつ置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長の指名により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、過半数の委員の出席により会議を開催するよう努めなければならない。

3 委員会は、必要に応じ、有識者から意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び前条第 3 項の規定により出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、委員は、その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部介護福祉課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

平成21年4月1日改正施行

平成24年4月1日改正施行

附 則(平成27年3月31日内規第38号)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月22日内規第31号)

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

3 実態調査の結果概要について

1 調査目的

平成 30 年 3 月に策定した現行の「第 7 期北見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）の見直しにあたり、介護サービスの現状と需要を把握するとともに、第 7 期計画の進捗状況を踏まえ、本市における課題の整理を行い、今後目指すべきサービス基盤の方向性を検討する基礎資料とするため、介護保険事業所並びに介護保険事業所に勤務する介護職員・看護職員及び市民（一般高齢者、要支援者、要介護認定者、40 歳～64 歳）にアンケート調査を実施しました。

2 調査実施状況

(1) 調査について

調査対象	調査内容	調査時期
①介護・看護従事者	介護・看護従事者における労働実態調査	令和元年 11 月～12 月
②介護事業所	介護事業所における介護労働実態調査	
③一般高齢者 (65 歳以上)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (リスク項目あり)	
④要支援 1・2、 総合事業対象者	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 及び在宅介護実態調査	
⑤要介護 1～5	在宅介護実態調査	
⑥40～64 歳	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (リスク項目なし)	

(2) 調査票回収状況

調査対象	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)	前回 (H30)
①介護・看護従事者	2,962	1,219 (1,216)	41.2% (41.1%)	39.3%
②介護事業所	242	242 (242)	100.0% (100.0%)	100.0%
③一般高齢者 (65 歳以上)	727	417 (417)	57.4% (57.4%)	55.9%
④要支援 1・2、 総合事業対象者	1,251	857 (855)	68.5% (68.3%)	51.3%
⑤要介護 1～5	2,137	1,157 (1,154)	54.1% (54.0%)	
⑥40～64 歳	1,052	361 (361)	34.3% (34.3%)	34.6%

(3) 抽出方法

調査対象	抽出方法
①介護・看護従事者	市内の全介護及び看護従事者
②介護事業所	市内の全事業所
③一般高齢者（65歳以上）	無作為抽出（日常生活圏域ごと）
④要支援1・2、総合事業対象者	
⑤要介護1～5	
⑥40～64歳	

3 高齢者に対し実施した調査の報告書区分について

- ・第8期調査については、前回と比べ、要支援者に対し介護予防・日常生活支援ニーズ調査の項目を追加しています。
- ・追加した項目に関しては、同じ項目で調査を実施した一般高齢者の調査結果と合わせ集計することとします。
- ・なお、要支援者に対し実施した調査項目のうち、要介護者に対して実施した調査の項目と重複する部分については、従前どおり要介護者と併せて集計することとします。

【第7期調査区分】

	一般高齢者	要支援者	要介護者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	○		
在宅介護実態調査		○	○
市独自調査項目	○	○	○



【第8期調査区分】

	一般高齢者	要支援者	要介護者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	○	○（新規）	
在宅介護実態調査		○	○
市独自調査項目	○	○	○

4 報告書の内容に関する留意点

- ・回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、端数調整はしていないため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100%を超える場合があります。
- ・図表中の「n=〇〇」とは、集計対象者総数(または分類別の該当対象者数)を示しています。
- ・単数回答は選択肢が10個以下のものは帯グラフ、10個以上のものは棒グラフで、複数回答はすべて棒グラフとなっています。棒グラフは、高い割合の項目がわかりやすいように第8期調査結果の割合の高い回答から記載しています。ただし、「その他」や「わからない」など、具体的な内容を含まない選択肢は下に記載しています。
- ・問の中には「～と回答した方におたずねします。」などいろいろな限定があり、回答者が少ない場合は、割合が大きく変わることがあります。
- ・第7期調査の数値は、第7期調査報告書からの引用であり、集計方法、選択肢等が第8期調査とは異なる場合があるため、参考数値です。

4 用語解説

	用語	解説	ページ
あ	ICT	“Information and Communication Technology” 「情報通信技術」の略。 通信技術を活用したコミュニケーションのこと。	7
	医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合は、入院に関する医療保険の請求明細と介護保険の請求明細を突合し、二重請求となっていないかどうかの確認を行うもの。 縦覧点検は、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うもの。	112
	MCI	“Mild Cognitive Impairment” 「軽度認知障害」の略。 認知症の前段階といわれ、認知症における物忘れのような記憶障害がでるものの症状はまだ軽く、日常生活上は支障がない状態のこと。	61
か	介護付きの有料老人ホーム	都道府県の認可を受けた有料老人ホームで、介護保険制度上では「特定施設（特定施設入居者生活介護）」というサービスに分類される。 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設であり、介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスを利用しながら生活を送ることが可能。	22
	介護予防・日常生活支援総合事業	要支援または要支援状態となるおそれのある高齢者を対象に、住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、多様な社会資源や多様な実施主体を活用した生活支援サービスを総合的に提供する事業。	3
	北まるnet	医療と介護の情報共有を円滑に行うことができるよう開発された北見市医療福祉情報連携協議会が運営する情報通信技術システム。	53
	共生型サービス	介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるサービス。	49
	業務継続計画（BCP）	BCPとは、Business Continuity Planの略称で、業務継続計画などと訳される。 新型コロナウイルス等の感染症や大地震などの災害発生時において、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書として作成するもの。	59
	ケアマネジメント	要介護（要支援）認定者に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能。	52

	用語	解説	ページ
か	ケアマネジャー (介護支援専門員)	ケアマネジャー(介護支援専門員)は、ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門職のことで、要介護(要支援)認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプラン(居宅サービス計画等)を作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。	87
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	60歳以上(夫婦の場合は、どちらか一方が60歳以上)で、身のまわりのことはできるものの、身体機能の低下等により独立して生活するには不安があり、家族の援助を受けることが困難な場合に利用できる施設。	50
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立した生活を送ることができる期間。	51
	権利擁護支援の地域連携ネットワーク	<p>全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法を含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「協議会」「中核機関」等を構成要素とする。</p> <p>○ 協議会 後見開始の前後を問わず、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体。</p> <p>○ 中核機関 専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。 国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村が設置している「成年後見支援センター」等の既存の機関を活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されている。(市町村直営または委託)</p>	63
	コアメンバー会議	高齢者虐待の通報があった際、虐待の事実確認や認定、緊急性の判断、支援方針等を決定するため、市と地域包括支援センターで開催する会議。	62
	高齢者向け集合住宅	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の総称で、サービスを提供している場合と、近隣の事業所と提携してサービスを提供する場合がある。	22

	用語	解説	ページ
さ	サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）	高齢者住まい法の改正により、従来の高齢者専用賃貸住宅（高専賃）の登録要件に加え、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス（安否確認・生活相談は必須）を提供する施設が併設された高齢者向けのバリアフリー対応の賃貸住宅。	7
	市町村特別給付	第1号被保険者の保険料を財源として要介護者・要支援者に対して介護保険法で定められた介護サービス・予防サービスのほか、条例により独自の市町村特別給付として必要なサービスを実施することができる。 本市では、寝たきりの高齢者等を介護する家族の負担軽減を目的とし、介護用品給付券支給事業を実施。	69
	実地指導	都道府県または市町村が、指定、許可の権限を持つサービス事業所等に対し必要な指導を行うもののうち、指導の対象となる事業所等で行う指導。 本市は、地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所等の指定権者として指導を実施。	59
	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。 身体上の理由により日常生活を営むことに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、保険医療福祉関係者との連絡及び調整その他の援助を行う専門職。	87
	集団指導	都道府県または市町村が、指定、許可の権限を持つサービス事業所等に対し必要な指導を行うもののうち、事業所等を一定の場所に集めて講習会等の方法により行う指導。 本市は、地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所等の指定権者として指導を実施。	62
	主任介護支援専門員	原則介護支援専門員の実務経験が5年以上あり、所定の専門研修課程を修了した専門職。	87
	シルバーハウジング	バリアフリー化され緊急通報装置の設置があり、生活援助員による安否確認・生活相談を受けられる公的な賃貸住宅。	49
	人生会議	アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の愛称。各々が大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、各々の信頼する人たちと話し合うこと。	53
	ストラクチャー（構造）指標	介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物質資源、人的資源、地域の状態像を表す指標。	81
生活支援コーディネーター	生活支援の担い手の育成や関係者のネットワーク化等を行い、地域における高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくための調整役。	55	

	用語	解説	ページ
さ	生活支援（高齢者福祉）サービス	安否確認や配食サービスなど、高齢者が日常生活を営むための地域のニーズにあった多様なサービスで、高齢者及び高齢者を介護する家族の負担軽減を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的としたサービスのこと。	55
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障害の程度や事情を確認して本人を支援する人（成年後見人等 [※] ）を選任する。	44
	成年後見人等	家庭裁判所によって選任された成年後見人、保佐人、補助人を指す。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をする本人の保護・支援を行う。成年後見人等に選任される主体としては、親族後見人、専門職後見人、市民後見人、法人後見実施団体等がある。	126
	成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）	平成28年4月成立。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。	62
	成年後見制度利用促進計画（国基本計画）	平成29年3月24日、成年後見制度利用促進法に基づき閣議決定された計画。国基本計画に基づいて、関係省庁が連携して、総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進に向け取り組むこととされている。	62
た	第1号被保険者	65歳以上の人。原因を問わず要支援・要介護認定を受けたときに、介護サービスを受けられる。	21
	第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者。加齢に起因する疾病（特定疾病）により介護が必要になった場合に限り介護サービスを受けられる。	26
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を実現したいとの理念。	3
	地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。	55

	用語	解説	ページ
た	地域支援事業	65歳以上の方を対象に、要支援・要介護状態にならないよう、効果的な介護予防サービス等を提供する事業。内容としては、次の3事業となっている。 ① 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業） ② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業・医療・介護連携推進事業・認知症総合支援事業・地域ケア会議推進事業） ③ 任意事業（給付適正化、介護者支援等）	7
	地域包括ケアシステム	「医療」「介護」「予防」という3つの専門的なサービスに、その前提としての「生活支援・福祉サービス」と「住まい」を合わせた5つの要素が相互に関係し、連携しながら高齢者の在宅生活を支えていくもの。	3
	地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。	25
	地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）	市町村が設置主体となり、保健師（または看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員など保健や福祉の専門職を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく施設。 本市では、「地域包括支援センター」がわかりやすいように、通称名として「高齢者相談支援センター」を使用。	8
	地域密着型サービス	認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などが、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域の特性に応じて、身近な市町村で提供されるサービス。 指定権限及び指導・監督権限は市町村にあり、その市町村の住民のみがサービスを利用することができる。	8
な	認知症カフェ（オレンジカフェ）	認知症高齢者等や家族、地域の方や医療・介護の専門職等誰もが気軽に参加でき、交流や情報交換をする場。市では「オレンジカフェ」の名称で開催。	60
	認知症ケアパス	認知症を理解し、認知症の人や家族を支援するための情報と、認知症の状態に応じて利用できる様々な支援についてまとめたもの。	60
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする応援者。	60
	認知症初期集中支援チーム	医療と介護の専門職（保健師、看護師、社会福祉士等）が本人や家族等の相談により認知症が疑われる人や認知症高齢者等及び家族を訪問し、認知症サポート医の助言のもと、家族支援・受診などの初期の支援を集中的（概ね6か月）に行うチーム。	60

	用語	解説	ページ
	認知症地域支援推進員	認知症高齢者等ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療・介護の関係機関の連携づくりや認知症高齢者等やその家族を支援する相談業務等を行う専門職。	60
は	PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点を取り込むことで不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。	7
	フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下した状態のこと。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態だが、早く介入して対策を行えば元の健全な状態に戻る可能性がある。	51
	プロセス（過程）指標	介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所と施設間の連携体制を図る指標。	81
	保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金	平成29年度地域包括ケア強化法において高齢者の重度化防止等に向けた保険者支援の取り組みが全国で実施されるようPDCAサイクルによる取り組みを制度化し、その一環として自治体への財政的インセンティブとして市町村や都道府県の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定。自立支援・重度化防止・介護予防の取り組み、支援に対し評価指標の達成状況に応じて配分される交付金。	52
や	有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの日常生活の支援サービスを提供する住まい。	7